



整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院には 健康保険が



使える場合と

使えない場合が

あることをご存じでしょうか？

健康保険が使える場合

・骨折・不全骨折・脱臼

※骨折・不全骨折・脱臼には医師の同意が必要です
(応急手当の場合を除く)

・捻挫

・打撲

・挫傷(肉離れ等)

健康保険が使えない例

・日常生活での慢性的な肩こり・筋肉疲労

・単なるマッサージ代わりの利用

・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善が見られない長期の施術

・保険医療機関で同じ負傷等の治療中のもの

✓ 負傷原因を正確に伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や、労働災害・通勤災害に該当する場合は、健康保険は使えません。

✓ 委任欄への署名(捺印)は自分で書きましょう

①自己負担額 ②受療回数 ③負傷名・負傷原因 ④施術内容を確認して、療養費支給申請書の「委任欄」には必ずご自身で署名しましょう。

✓ 領収証をもらいましょう

健康保健組合から発行される医療費通知や受療照会等の書面と、内容を照らし合わせましょう。また、領収証は確定申告の際に所得税の控除の対象となります。大切に保管しましょう。